

# 簡易専用水道のお知らせ

あなたの施設・マンション等の

水は安全ですか？

南伊豆町

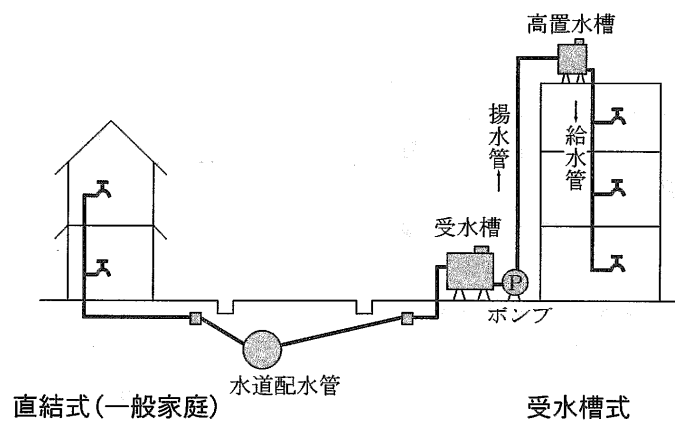
# 1 簡易専用水道とは

中高層の施設やマンション等で南伊豆町の水道から供給される水道水のみを使用し、「受水槽」に一旦貯水し、屋上等に設置した高置水槽に揚水して（直接圧力タンク等により給水する場合があります。）各階へ給水しています。

このような受水槽を設置している施設を貯水槽水道といいます。

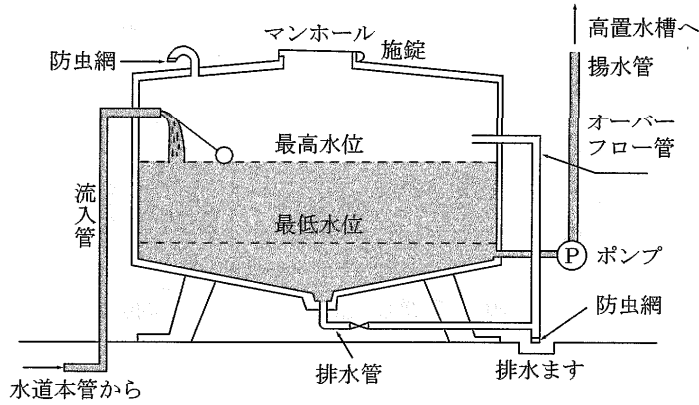
水道法では、受水槽以下の給水設備の管理を徹底するため、一定規模以上の施設について法的な義務付けをすることにより、安全で衛生的な水の確保を図ることとしています。

貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるものを簡易専用水道といいます。



- (注)
1. 受水槽に貯留された水を全く飲料水として使用しない場合は該当しません。
  2. 自家用井戸水等の水道水以外の水を水源とする場合や、混合使用する場合は該当しません。
  3. 受水槽が複数あって給水管等で相互に接続している場合の有効容量は、その合計量として算定します。
  4. 専用水道施設に該当する場合は除かれます。

## [受水槽の構造例]



## 2 設置者の義務等について

簡易専用水道の設置者（所有者等）には、法による義務付けや県の指導によって次のことが定められています。

### ■簡易専用水道に該当したら

簡易専用水道を設置した場合は、簡易専用水道台帳を3部作成し、南伊豆町生活環境課(水道係)へ2部提出してください。（残りの1部はお手元に保管してください。）

なお、簡易専用水道台帳の様式については、南伊豆町生活環境課(水道係)にお問い合わせ及びホームページに添付してあります。

### ■維持管理

水槽の清掃を年1回定期に行ってください。

水槽内には水が停滞し空気と接触し、水あかが発生したり、水道管を経て流入する砂・鉄さび等が堆積したりするため、定期的に受水槽及び高置水槽を清掃する必要があります。

この清掃を行う場合、法律ではとくに資格を定めていませんが、特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識・技術を有する者に委託することをお奨めします。なお、貯水槽清掃の専門的知識・技術を有する者としては「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定された登録業者等がおります。

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂やオーバーフロー管の防虫網の破損等を発見したときはすみやかに補修・改善してください。

水槽の亀裂やマンホールの不備等は汚水の流入や、異物混入の原因となります。したがって定期的に水槽とその周辺を点検し異常の有無を確認するとともに、整理整頓と清潔の保持に努め、異常を発見したときは、すみやかに改善措置を講じてください。

また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、すみやかに点検してください。

供給している水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。

適切な管理は安全で衛生的な水の供給を行うための必須条件ですが、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、また配水管の腐食が進行した場合には、水の色・濁り・臭い・味に異常が生じることがあります。

したがって日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、すみやかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善しなければなりません。

#### [外観検査の方法]

透明のガラスコップに水を入れ、透かして見て、色や濁りがないか、臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか、また飲んでみて異味がないか、などを調べます。

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し利用者等に周知してください。

水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の流入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止し、その水を使用することが危険であることを利用者等に周知するとともに、賀茂健康福祉センターへ連絡し指示を受けてください。

水道蛇口末端で遊離残留塩素を0.1 mg/L(結合残留塩素の場合は0.4 mg/L)以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行ってください。

南伊豆町から供給される水道水は、既に消毒された浄水ですが受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、水道蛇口末端で規定の残留塩素が確保されないことがあります。この場合、万一病原性微生物等が混入したときには、感染症の発生を引き起こしかねません。法では残留塩素の測定はとくに義務づけられていませんが、用途・構造等に応じ随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとる必要があります。

管理について帳簿を備え記録・保存してください。

管理に当たっては、給水施設に関する構造図・系統図等が必要不可欠です。また、貯水槽の清掃や、日常の定期点検、設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

## ■管理状況検査

毎年1回、検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けてください。

主要な法規制事項の一つとして、設置者には年1回管理状況の適否について検査機関の検査を受ける義務が課せられています。この検査制度の趣旨は、日常の管理に不備はないか、使用水が衛生的で安全なものであるか等について、厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けることによって、水質汚染事故の予防と早期発見に努めることにあります。

登録検査機関は、検査を行う区域を定め、厚生労働大臣の登録を受けております。  
登録の状況は各健康福祉センターまでお問い合わせ下さい。また、厚生労働省健康局  
水道課のホームページからご覧になることができます。（ホームページアドレス  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/index.html>）

検査機関が実施する検査の内容は次のとおりです。

(1) 水槽等の外観検査

受水槽・高置水槽の内外部の点検やその周辺の清潔状態についての検査

(2) 給水栓における水質検査

臭気・味・色・色度・濁度・及び残留塩素の検査

(3) 書類検査

管理に必要な給水設備等の関係図面や水槽の清掃記録等管理に関する記録について  
の検査

管理状況について検査結果の報告してください。

設置者は管理状況の検査を受けたときには、その結果を賀茂健康福祉センターに報告してください。検査の結果、特に衛生上問題があり、検査機関から賀茂健康福祉センターへその旨を報告するよう助言された場合は、すみやかに報告のうえ指導を受けてください。この報告は、検査機関に代行させることもできます。この報告によって賀茂健康福祉センターが個々の簡易専用水道の管理状況を把握できます。

### 3 賀茂健康福祉センターの指導

賀茂健康福祉センターでは、簡易専用水道の管理の適正を図るため、次のような業務を担当します。

#### ■届出の指導

簡易専用水道の正確な実態を把握するため、給水元である南伊豆町から受水槽を有する施設の所在状況に関する情報を受け、法が適用されるものについては、設置者に届出を指導します。

#### ■講習会の開催

講習会を開催し、適切な管理と法定検査の実施徹底を指導します。

## ■立入検査・改善指導

厚生労働大臣の登録検査機関による管理状況検査を受検し、衛生上問題がある旨を受検者から報告を受けた場合、立入検査等を行い、改善措置をとるよう指導します。

このほか、必要に応じて担当職員が現場に立入り、帳簿・水質・施設を検査したり、管理についての報告を受けたりすることがあります。

## ■改善の指示・給水停止命令

管理が不相当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう改善を指示することがあります。

また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれのある場合は、改善するまでの間給水の停止を命令することがあります。

## 4 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、すみやかに次のような措置をとってください。

- 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、賀茂健康福祉センター及び南南伊豆町生活環境課(水道係)へ連絡し、指導に従うこと。
- 給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用して飲料水を確保すること。  
直結栓がないときは、南伊豆町生活環境課(水道係)へ相談し応急給水を依頼すること。
- 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり給水再開について、賀茂健康福祉センターの指導に従うこと。